

シニア向け 情報

介護保険負担限度額 認定申請を 受け付けています

低所得者の方の施設利用（施設サービスや短期入所サービス）が困難とならないように、申請により、食費・居住費（滞在費）の一定額以上は保険給付されます。

対象

・住民税非課税世帯かつ別世帯に配偶者がいる場合には、配偶者も住民税非課税の方

・預貯金等が単身10000円、夫婦20000万円以内の方（預貯金等とは、預貯金、信託、有価証券、現金など）

※負債がある場合は預貯金等の額から差し引きます。

不正行為への加算金

預貯金等の申請で不正を行った場合、給付した額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金を支払うことになります。

申請に必要なもの

- 1 介護保険負担限度額認定申請書
- 2 同意書
- 3 代理申請の場合は、委任状
- 4 介護保険被保険者証
- 5 個人番号カードまたは通知カード
- 6 申請者の本人確認書類（顔写真付でないものであれば2点）
- 7 印鑑
- 8 預貯金通帳等

①②③については、町ホームページからダウンロードできます。

問合せ先

役場 民生課
内線 115・158

（1日当たり）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820 円	490 円	490 円 (320円)	0 円	300 円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方	820 円	490 円	490 円 (420円)	370 円	390 円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820円)	370 円	650 円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

金婚夫婦を お祝いします

結婚生活50年の金婚夫婦の方をお祝いします。

●金婚夫婦に該当する方

令和2年9月15日現在、本町に住所がある方で、婚姻生活が50年になったご夫婦(昭和44年9月16日から昭和45年9月15日までに結婚された方)

申出期間 8月3日(月)～31日(月)※土日・祝日を除く

申出方法 次のものを役場住民課へ持参してください。

- ・印鑑
- ・お二人で写っている写真(仲良く前を向いて写っているもの)※広報に掲載します。
- ・戸籍謄本

(本町に本籍がない方のみ)

その他 要件を満たしていて、今までに申し出ていないご夫婦も今年お祝いをしますので、申し出てください。

過去に金婚夫婦としてお祝いを受けられた方は除きます。

問合せ先 役場 住民課

内線173・174

シルバー人材センター からのお知らせ

●新規入会説明会

とき 8月12・26日(水)午前10時から1時間程度

ところ 総合福祉センター高齢者生きがい活動センター内2階会議室

対象 健康で働く意欲のある60歳以上で町内在住の方

申込・問合せ先 シルバー人材センター

☎(443)1680

高齢者 福祉サービス

緊急通報装置 設置事業

緊急通報用の電話機を貸与します。急病や災害等の緊急時にボタン一つで海部東部消防署および協力員に通報できます。協力員2名を確保して申し込んでください。

対象

・おおむね65歳以上の虚弱な在

宅ひとり暮らしの方

・在宅ひとり暮らしの重度身体障害者

・ねたきり老人または重度身体障害者を抱える高齢者のみの世帯の方、またはこれに準ずる世帯の方等

※ご使用されている電話回線の種別によりご利用いただけない場合があります。

寝具乾燥・ 消毒サービス事業

ねたきり老人等の衛生を保持するためのサービスを無料で実施しています。ただし、所得制限があります。

対象 65歳以上でねたきり状態の方等

実施回数 月1回(寝具4枚まで)

内容 居室を訪問して寝具を収集し、熱風による寝具の乾燥および殺菌消毒を行い配達します。

老人日常生活用具 給付等事業

おおむね65歳以上のひとり暮

らし老人、ねたきり老人等に、日常生活用具を給付または貸与します。ただし、収入に応じて一部自己負担額が必要となります。

主な対象品目 電磁調理器、自動消火器、火災警報器等

ひとり暮らし老人 ふれあい交流事業

高齢者同士やボランティアの方々との交流を深めていただき、ひとり暮らし老人の方々の健康保持と積極的な社会参加を図ります。

対象 65歳以上でひとり暮らしの方

内容 スポーツ、レクリエーション、入浴、会食など

利用料 会食に伴う食材料費1食300円



配食サービス事業

調理が困難なひとり暮らしの高齢者等の方に、定期的に居宅に訪問してバランスのとれた食事を提供するとともに、ご本人の安否確認を行います。

対象

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 高齢者または身体障害者のみの世帯およびこれに準じる世帯

内容 給食業者が調理した食事を、昼食時に各家庭へ配達します。

利用料 1食500円

家族介護慰労事業

重度の要介護状態にある高齢者等を在宅で常時介護している方に、家族介護慰労金を支給します。

対象

要介護4、5と判定された町民税非課税世帯の高齢者を、過去1年間介護サービスを受けずに在宅で介護している家族

※年間当たり7日間までの短期入所生活介護または短期入所療養介護については、サービス

を受けなかったものとします。

支給額(年額) 10万円

ここまでの問合せ先

役場 民生課

内線115・158

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健やかに自分らしい生活を送ることができるよう、センターの社会福祉士、主任ケアマネジャー、看護師が中心となって必要な援助・支援を包括的にを行います。

内容

- ・ 高齢者が自立した日常生活を継続できるよう、要支援者等を対象とした予防給付および介護予防日常生活支援総合事業のケアプランを作成します。
- ・ 高齢者やその家族、近隣に暮らす方々の介護に関する相談や心配ごとなど、総合的な相談に応じます。
- ・ 高齢者が安心して暮らすため、虐待の早期発見に対応するなど、さまざまな権利を守るため

めの支援を行います。

- ・ 高齢者の心身の状態に合わせ、必要なサービスが提供されるよう、ケアマネジャーへの指導・助言や関係機関との連絡調整を行います。

問合せ先

地域包括支援センター

☎(442)0857

在宅介護支援センター

在宅の要介護高齢者または要介護となる恐れのある高齢者を抱える家族等の各種相談に対して、面接や24時間の電話相談などに応じ、ニーズに合った各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように関係機関との連絡調整を行います。

また、公的保健福祉サービスの利用手続きに関する代行申請等も行います。

問合せ先

老人保健施設「四季の里」内町在宅介護支援センター

☎(441)5155

海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター(あまさぽ)

当センターは、医療や介護が必要になつても、住み慣れた地域で安心して生活できるように、在宅医療の相談窓口として、関係する医療機関、介護事業所、行政機関等と連携を図り、適切な在宅医療・介護の情報を提供しています。

医療と介護の知識を持つ相談員が常駐し、皆さんのご相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

問合せ先

海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター(あまさぽ)

☎0567(58)5989

(平日午前8時30分～午後5時15分)

